○厚生労働省告示第二百五十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第四号に規定する講習会として、平成二十二年六月八日、次の表上欄に掲げる者が下欄に掲げる期間に実施する講習会を登録したので、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

実施者の名称及び主たる事務所の所在地	実施期間
社団法人日本食品衛生協会　東京都渋谷区神宮前二丁目六番一号	平成二十二年七月十二日から平成二十二年八月二十七日まで
社団法人日本食肉加工協会　東京都渋谷区恵比寿一丁目五番六号	
日本食品添加物協会　東京都中央区日本橋堀留町一丁目三番九号	

○農林水産省告示第九百七十号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項の規定に基づき、粗糖の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　四八、四一〇円

適用期間　平成二十二年七月一日から九月三十日まで

○農林水産省告示第九百七十一号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第九条第一項第一号ハの規定に基づき、同号ハの農林水産大臣の定める額を次のように定めたので、同条第四項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該農林水産大臣の定める額及びその適用期間を告示する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十二年七月一日から九月三十日まで

○農林水産省告示第九百七十二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十一条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖標準価格を次のように定めたので、同条第六項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖標準価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一〇六、五七五円

うち消費税額及び地方消費税額分　五、〇七五円

適用期間　平成二十二年七月一日から九月三十日まで

○農林水産省告示第九百七十三号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十二条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖平均供給価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖平均供給価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一一一、五四二円

うち消費税額及び地方消費税額分　五、三一二円

適用期間　平成二十二年七月一日から九月三十日まで

○農林水産省告示第九百七十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十八条第一項の規定に基づき、でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　五〇、一七〇円

適用期間　平成二十二年七月一日から九月三十日まで

○農林水産省告示第九百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県最上郡舟形町堀内字手倉山三五〇七の二一、三五〇七の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県最上郡舟形町堀内字手倉山三五〇七の二〇

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県北村山郡大石田町大字横山字マリ道四四二二の一、四四二二の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県さぬき市大川町田面字日ノ裡三三五〇の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及びさぬき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道厚岸郡厚岸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県大飯郡おおい町石山四八字大谷一の三七、一の五〇、一の六二、一の六三、一の二三・一の三六・一の三八から一の四四まで・一の四六から一の四九まで・一の五一・一の五二・一の五五・一の五六・一の六一・一の六四・五一字上下平畑一の五二から一の五七まで・一の五九（以上二十六筆について次の図に示す部分に限る。）